

施策 5 権利擁護が必要な方への支援体制を整備する
その他の取組項目

[事業番号 60]

成年後見人等に対する報酬助成

1 事業内容

成年後見制度を利用している方のうち、成年後見人等への報酬を支払うことが困難で一定の要件に該当する方に報酬を助成する。

2 これまでの取組み

- ・ 令和3年4月の要綱改正において、被後見人等が亡くなったあとの死後事務を行った期間も助成対象に含めることとした。
- ・ 令和4年4月の要綱改正において、助成のための経済的要件を明確化した。
- ・ 地域包括支援センター、専門職、医療機関やその他関係団体等が参加するねりま成年後見ネットワーク連絡会等で、区の報酬助成の取組み状況や実績を周知した。

3 実績（令和2年4月～令和5年9月末）

令和2年度 52件
令和3年度 65件
令和4年度 75件
令和5年度 44件